

福島県大規模土地利用事前指導要綱に係る実施要領
(平成9年3月25日付け9土調第118号福島県企画調整部長通知)

平成11年6月10日一部改正
平成12年3月28日一部改正
平成18年9月29日一部改正
平成26年7月14日一部改正
平成30年9月20日一部改正
令和2年11月24日一部改正
令和3年2月1日一部改正

(目的)

第1条 この要領は、福島県大規模土地利用事前指導要綱（平成9年3月25日9土調第117号福島県副知事依命通達。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 要綱第4条第4号に定める開発行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 福島県ゴルフ場開発指導要綱（平成元年6月19日元土調第407号福島県副知事依命通達）の対象となる開発行為
- (2) 福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成2年3月30日福島県告示第338号）、郡山市産業廃棄物処理指導要綱（平成9年4月1日制定）、いわき市産業廃棄物処理指導要綱（平成11年4月1日制定）又は福島市産業廃棄物処理指導要綱（平成30年4月1日制定）の対象となる開発行為
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定される市街化調整区域における同法第34条第10号に規定される開発行為
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて行う同法第2条第2項に定める土地改良事業として行われる開発行為
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づいて行う同法第2条第1項に定める土地区画整理事業として行われる開発行為
- (6) 福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成17年福島県条例第120号）第9条第1項の対象となる開発行為
- (7) 環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第27条及び福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）第23条の対象となる開発行為のうち、環境影響評価書の公告手続が完了した開発行為

(提出部数)

第3条 要綱第5条第1項に規定する大規模開発行為計画事前協議書（以下「事前協議書」という。）及び添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部のほ

か、意見照会のため知事が提出を求める部数とする。

- 2 開発区域が複数の県地方振興局が所管する地域にまたがる場合は、事業者は前項に定めるものを開発区域の最多の土地が所在する地域を所管する県地方振興局長に提出し、その他の県地方振興局長には副本1部のほか、必要な部数をそれぞれ提出するものとする。

(意見書)

第4条 要綱第5条第2項の規定に基づく市町村長の意見は、様式第1号によるものとする。

- 2 要綱第5条第3項の規定に基づく県地方振興局長の意見は、様式第2号によるものとする。

(報告書等)

第5条 事前協議書の提出がなされた場合、知事は要綱第6条の規定に基づく指導、教示等を行うために必要な事項について、事業者その他の関係者に報告書等の提出を求めることができるものとする。

(土地利用調整会議等)

第6条 要綱第8条の規定に基づく土地利用調整会議の開催に代えて、知事は必要に応じて土地利用調整会議幹事会又は土地利用関係五法担当者会議を開催することができるものとする。

- 2 前項の場合、知事は事業者、関係市町村長その他の関係者の出席を求めることができるものとする。

(大幅な増減)

第7条 要綱第9条第2号に規定する開発区域の面積の大幅な増減とは、開発区域の面積の10分の2以上の増減をいう。

(変更届)

第8条 事前協議書を提出した後、結果の通知までに、開発行為の計画内容又は事業者を変更しようとする場合は、変更届(様式第3号)を開発区域の土地が所在する地域を所管する県地方振興局長を経由して知事に提出するものとする。

- 2 前項の場合、変更後の計画に係る要綱第5条第1項に規定する書類を併せて提出するものとする。
- 3 要綱第5条第2項及び第3項の規定は、変更届が提出された場合について準用する。

(取下書)

第9条 事前協議書を提出した後、結果の通知までに、当該事前協議書を取下

げようとする場合は、取下書（様式第4号）を開発区域の土地が所在する地域を所管する県地方振興局長を経由して知事に提出するものとする。

- 2 前項の取下書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。
- 3 第3条第2項の規定は、開発区域が複数の県地方振興局が所管する地域にまたがる場合における取下書の提出について準用する。この場合において、「副本1部のほか、必要な部数」とあるのは、「副本1部」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年6月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の前日に、市町村長が提出を受けた事前協議書についても、この要領の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条第6号の規定は、この要領の施行の日の前に、要綱第3条に基づく大規模開発行為計画事前協議書を知事に提出している場合には適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年7月14日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年11月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。